

新型コロナ感染拡大に伴うテレワーク等の実施状況について

東亜道路工業株式会社

1. 業務における徹底事項

①テレワークによる在宅勤務。

【実施対象】 本社ビル勤務者

※尚、本社ビル勤務以外の社員については、大多数が現場作業もしくは社外での業務従事者（営業等）であり、勤務実態に照らした結果、テレワークにはそぐわないと判断されるため対象外とする。

【実施目標】 出勤者数の50%

【実績】 7月1日から9月30日までの実績は35.5%

②時差出勤。

③直行直帰。（現場、営業）

④対面での会議・出張は許可による。

⑤飲食店での飲食等は各都道府県の指針に沿った範囲内において認める。

⑥出勤者の20時以降の勤務の抑制。

2. 現場における対応

国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を参照のうえ、実務にあたる。

以上